

外国人児童生徒等の就学の促進について（通知）(令和8年8月28日)

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/2026/mext_00017.html

記事ページ本文

現在位置

トップ

>

政策・審議会

>

告示・通達

>

令和8年度 告示・通達

> 外国人児童生徒等の就学の促進について（通知）(令和8年8月28日)

外国人児童生徒等の就学の促進について（通知）(令和8年8月28日)

外国人児童生徒等の就学の促進について（通知）（令和8年8月28日）（PDF:186KB）

【別添】「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」（PDF:177KB）

【別紙】東京出入国在留管理局長宛照会書（様式例）（Word:31KB）

（参考1）令和7年度「外国人の子供の就学状況等調査」結果概要（PDF:182KB）

（参考2）「秩序ある共生社会の実現に向けた日本語教育支援総合パッケージ」（PDF:254KB）

（参考3）令和9年度概算要求（PDF:805KB）

（参考4）各地方公共団体における外国人の子供の就学状況の把握・就学促進等に関する取組事例

【その他参考】

「秩序ある共生社会の実現に向けた日本語教育支援総合パッケージ」

「外国人児童生徒等の教育の充実に係る有識者会議」

「外国人の子供の就学状況等調査」

「外国人の子供の就学促進事業」

「外国人児童生徒受入れの手引」（令和元年3月改訂）

ページの先頭に戻る

PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要な場合があります。

Adobe Acrobat Readerは開発元のWebページにて、無償でダウンロード可能です。

（総合教育政策局国際教育課）

ページの先頭に戻る

文部科学省ホームページトップへ

外国人児童生徒等の就学の促進に向けて、この度「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を改訂いたしましたので、その内容や留意事項についてお知らせするとともに、就学促進の取組の一層の充実についてお願いするものです。

8 文科教第 974 号

令和 8 年 8 月 28 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿
附属学校を置く各国公立大学法人の長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省総合教育政策局長

淵 上 孝

文部科学省初等中等教育局長

茂 里 毅

外国人児童生徒等の就学の促進について（通知）

外国人の子供の就学促進等については、これまでも各教育委員会及び学校において御尽力いただいているところですが、文部科学省が実施する「外国人の子供の就学状況等調査」（参考 1）の令和 7 年度の結果では、約 9 千人の外国人の子供が不就学の可能性があることが明らかになっています。また、本日、公表した「秩序ある共生社会の実現に向けた日本語教育支援総合パッケージ」（参考 2）においても、外国人の子供の就学促進に向けた支援について、一層の強化を図ることとしています。

こうしたことも踏まえ、この度、文部科学省が令和 2 年 7 月に策定した「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」（以下、「指針」という）を改訂いたしましたので、貴職におかれましては、下記の点に特に留意しつつ、取組の一層の充実に努められるようお願いいたします。なお、本通知は、「秩序ある共生社会の実現に向けた日本語教育の充実について」（令和 8 年 8 月 28 日付け 8 文科教第 977 号総合教育政策局長通知）の「1. 就学促進の支援強化」において別途通知するとしていた、就学の促進や就学状況の把握等に関する重要事項等についても通知するものです。

都道府県知事及び都道府県教育委員会におかれては、市町村教育委員会、所管又は所轄の学校及び学校法人に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社に対して、各文部科学大臣所轄学校法人におかれては、その設置する学校に対して、国公立大学法人の長におかれては設置する附属学校に対して、本件について周知を図るとともに、十分な指導・助言に努めていただく

ようお願いします。なお、学校への周知に際しては、例えば、各学校において進める必要がある取組を整理し、教育委員会等が主催する研修・会議等を活用して説明するなど、効率的・効果的な周知に取り組んでいただくようお願いします。

記

1. 文部科学省の施策等

文部科学省では、不就学等の外国人の子供に対する支援や就学状況の調査等、地方公共団体が行う取組を支援するため、「外国人の子供の就学促進事業」を実施しており、令和9年度については、参考3のとおり概算要求を行うこととしております。今後さらなる支援の強化を図ってまいりますので、改訂指針や本通知に記載している各事項の実施に当たり、積極的な御活用を御検討ください。

また、参考3のとおり、今回新たに「プレスクール・プレクラス（初期日本語指導等）支援強化事業」の概算要求を行うこととしており、今後、これらの全国展開に向けて、地方公共団体への支援や、国主導による教材等の開発・普及を進めてまいります。2.（3）も参考に積極的な御活用を御検討いただき、取組の推進を図っていただきますようお願いいたします。

加えて、「外国人の子供の就学状況等調査」の回答を基に取りまとめた先進的な取組事例について、参考4のとおり文部科学省のホームページに公表していますので、併せて御活用ください。

なお、現在法務省を中心に創設を検討している、外国人が日本語や生活上のルール等に関する知識を習得する「日本語・生活学習プログラム（仮称）」に関連して、子供の就学状況等を親の在留審査における考慮要素とすることなどについて検討が進められておりますので、文部科学省でも引き続き連携を図ってまいります。

2. 指針の改訂内容及び補足事項等

（1）就学状況の把握

市町村教育委員会においては、外国人の子供についても、住民基本台帳に基づいて学齢簿に準じるものを作成するなど、外国人の子供の就学状況の管理・把握に努めていただきますよう、改めてお願いいたします。なお、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）等に基づき、「就学事務システム（学齢簿編製等）」¹を導入する場合は、文部科学省の標準仕様書で定める機能を備えていることが必要となっています。改訂指針では、同システムで管理されている外国籍の児童生徒の情報の積極的な活用についても記載しておりますので、システムを導入している

¹ 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）等を踏まえ、地方公共団体に共通する20業務に係るシステムは、関係府省が定める標準化のための基準に適合している必要があり、これを踏まえ、地方公共団体における就学事務（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条各号に規定する事務（同条第一号に規定する援助に関する事務を除く。））の処理に係るシステム
https://www.next.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1309979_00014.htm

地方公共団体におかれては、当該情報の活用を積極的に御検討ください。

さらに、就学状況が確認できない場合は、電話・訪問等による個別確認等を行うことも有効であることを、改訂指針で明記しています。引き続き、「出入（帰）国記録等に係る照会に当たっての留意事項」に留意しつつ、別紙の様式も参考に、外国人出入国記録の照会等を活用し、居住実態や国外転出の有無などの確認を行うことも効果的であるほか、関係機関との連携も重要であり、例えば以下のような取組を通じて、就学状況の管理・把握を効果的・効率的に行っている地方公共団体もありますので、参考としてください。

- ・学齢相当の外国人児童が窓口で住民登録を行うと、学齢簿システムにも自動で登録され、就学状況等が把握でき次第、教育委員会で情報を登録していく仕組みを導入。
- ・子ども家庭支援センターと協力し、外国人住民からの問合せ等で把握した情報を教育委員会と共有することで、就学状況を把握。
- ・国際交流部局や首長部局に対して定期的な調査を行い、外国人学校等における就学状況が提供される仕組みを導入。

加えて、上記の方法によっても就学状況の確認が困難な場合において、福祉部局の協力も得ながら調査を実施する点についても、改訂指針で追加しています。こども家庭庁が毎年度実施する「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認調査」では、各市町村が関係機関で確認できていない子供に対して、目視等により所在や安全等の確認を行っており、「不就学等」を理由に確認対象となっている子供も全国で一定数存在します。教育委員会においては、就学状況が把握できておらず、子供や保護者と連絡不通等の状況である場合には、福祉部局が実施する同調査の機会を活用し、必要に応じて同行し就学案内等を行うことや、福祉部局が同調査を通じて状況確認を行った結果、就学状況を把握できたという場合があれば、福祉部局から情報提供してもらうことも考えられます。また、同調査の確認対象となった不就学児の中に、教育委員会で未把握だった外国人の子供が含まれていた場合には、福祉部局から情報提供を受け、就学に向けた案内や働きかけを行うことも有効です。なお、教育委員会が福祉部局に対し情報提供を依頼する際は、保護者の同意等、個人情報の適切な取扱いに十分留意することが必要です。また、例えば以下のような取組を通じて、同調査との連携を効果的・効率的に行っている地方公共団体もありますので、参考としてください。

- ・福祉部局が同調査を行う際、該当家庭に送付する回答様式の中に、子供の情報を教育委員会と共有することについて、同意するかどうかの確認欄を設け、情報共有を円滑化。
- ・同調査の過程で、福祉部局が外国人出入国記録の照会等により把握した情報について、個人情報保護に留意の上、必要な範囲で教育委員会が提供を受け、就学状況を確認。

（２）就学案内等の徹底

教育委員会においては、学齢相当の子供を持つ家庭に対し、就学案内を徹底するとともに、居住す

る外国人の使用言語への配慮にも可能な範囲で努めていただきますよう、改めてお願いいたします。なお、退去強制手続中である仮放免された者（以下「被仮放免者」という。）や、監理措置に付された者（以下「被監理者」という。）の情報は市町村に通知されることから、被仮放免者や被監理者の中に就学年齢の外国人の子供が含まれる場合に、各担当部局と連携し就学案内等の実施に留意いただきたいことについても、改訂指針に記載しております²。

また、引き続き、首長部局（福祉部局、保健部局等）と連携し、乳幼児健診や予防接種の受診等、様々な機会を活用することも有効です。以下のような取組を通じて、就学案内を効果的に実施している地方公共団体もありますので、参考としてください。

- ・住民登録窓口において就学意向を確認し、住民基本台帳部局から教育委員会に直接案内される一體的な手続きの流れを確立。
- ・A I 翻訳機などのデジタル技術を活用し、多言語に対応した就学案内を実施。
- ・教育委員会による就学案内に加え、就学に向けた保護者への個別説明等はスクールソーシャルワーカーや支援員が対応。
- ・域内の外国人の多くが、派遣会社を通じた就労を目的として来日することを踏まえ、事前に派遣会社から教育委員会に子の年齢や就学予定時期等の情報が共有されるよう連携。

（３）不就学の子供への支援

令和７年度の「外国人の子供の就学状況等調査」の結果では、全国で少なくとも約 900 人の外国人の子供が不就学であることが明らかになっており、不就学の子供を把握した場合に教育委員会が行う支援の重要性について、今回の改訂指針において明記しています。不就学となる要因は様々ですが、日本語能力への不安や学校生活への適応に対する懸念なども背景にあると考えられます。特に、プレスクール（主に学齢期以前の外国人幼児を対象として、入学後の円滑な学校生活につなげるための支援を行う取組）やプレクラス（主に学齢期の外国人児童生徒を対象として、学校就学前や就学後初期段階に、円滑な学校生活につなげるための初期日本語指導等の支援を行う取組）については、こうした不安の解消等への様々な効果が報告されており、1.に記載のとおり今後、文部科学省においても、取組を推進してまいります。これらを含め、以下のような取組を通じて、外国人の子供を就学につなげている地方公共団体もありますので参考としてください。

- ・就学前健診等での就学説明で、日本語や読み書きに不安のある学齢前の幼児にはプレスクールへの参加を、海外から転居した児童生徒に対する複数回の就学ガイダンスの聞き取り調査において、日本語に不安のある場合はプレクラスへの参加を促進。
- ・不就学の外国人の子供を対象に、日本の生活・文化に適応に必要な知識を習得するため、地域の関係機関や団体と連携した教室等を開催し、地域社会との接点を作る活動を実施。

² 監理措置に付される者に対する就学案内等について（通知）（令和 6 年 6 月 24 日）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/004/1415154_00011.htm

- ・不就学の状態にある外国人の子供に対して、母語話者の同行による家庭訪問等を行い、就学に関する情報提供や就学への意識付けを実施。
- ・就学相談窓口の設置や、就学支援員による個別相談等により、相談体制を構築。

(4) 学校への円滑な受入れ

外国人の子供の就学校の指定や変更等については、従前より域内の義務教育諸学校の受入れ体制等の状況を踏まえた柔軟な対応をお願いしておりますが、特定の義務教育諸学校に外国人の子供が集中し、受入れ体制が逼迫している場合にも、就学校の柔軟な指定・変更が可能であることを、今回改訂指針において明記しています。加えて、幼児教育施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）における外国人幼児等も増加していることを踏まえ、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、就学前に得られた情報等の小学校への引継ぎを適切に行うことの重要性についても、記載しています。また、様々な事情から義務教育を修了しないまま学齢を超過した者については、公立の中学校での受入れが可能であり、夜間中学を設置している地方公共団体においては、夜間中学への案内を行うことについても、改めて配慮をお願いします。

さらに、日本語指導が必要な外国人生徒等の高等学校等への進学率は、全生徒と比較して低くなっており、令和7年度公立高等学校入学者選抜では、20 都道府県において帰国・外国人生徒を対象とした特別定員枠が設定されていますが、こうした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮の取組を積極的に進めていただきますよう、改めてお願いいたします。

3. その他留意事項

外国人児童生徒等が急増し、文化的背景等も多様化する中、その背景への理解と円滑な学校教育活動との両立を図ることが重要であるところ、特定の文化的背景等への過度な配慮は、学校現場の負担につながるとともに、学校教育活動に支障をきたすおそれもあります。外国人児童生徒等の受入れに当たり、学校や教育委員会においては、児童生徒や保護者に対して、我が国の学校生活について事前に丁寧に説明して理解を得ながら、学校教育活動の円滑な実施を図っていただきますようお願いいたします。

【別添】「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」

【別紙】東京出入国在留管理局長宛照会書（様式例）

（参考1）令和7年度「外国人の子供の就学状況等調査」結果概要

（参考2）「秩序ある共生社会の実現に向けた日本語教育支援総合パッケージ」

（参考3）令和9年度概算要求

（参考4）各地方公共団体における外国人の子供の就学状況の把握・就学促進等に関する取組事例

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/genjyou/1295897_00001.htm

【その他参考】

- ・「秩序ある共生社会の実現に向けた日本語教育支援総合パッケージ」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860_00001.html
- ・「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/196/index.html
- ・「外国人の子供の就学状況等調査」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/genjyou/1295897.htm
- ・「外国人の子供の就学促進事業」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/1339531_00001.htm
- ・「外国人児童生徒受入れの手引」（令和元年3月改訂）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm

【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局国際教育課

TEL：03-5253-4111（内線：4917）

e-mail：gaikoku-seito@mext.go.jp

外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針

令和 2 年 7 月 1 日
(令和 8 年 8 月 28 日改訂)
文 部 科 学 省

1. 趣旨

我が国における外国人の子供の就学促進等については、国際人権規約及び児童の権利に関する条約を踏まえ、各地方公共団体において取組が進められてきたところ。

しかし、我が国に在留する外国人は令和 7 年末時点で過去最高に達するとともに、外国人児童生徒も急激に増加し、文部科学省が実施する「外国人の子供の就学状況等調査」の令和 7 年度の結果では、約 9 千人の外国人の子供たちが不就学の可能性があるという結果が明らかとなっている。

こうした状況の中、我が国に居住する外国人の子供たちが、社会の一員として日本の将来を担う存在であることを前提に、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を十分に発揮し未来を切り拓くことができるよう、就学機会の確保を全国的に推進することが必要である。同時に、このことは、日本人の子供たちにとっても多様な価値観や文化的背景への理解を深め、全ての子供の教育の質の確保につながる。

については、日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第 48 号）により策定された「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和 7 年 9 月 5 日閣議決定）に基づき、外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等のために地方公共団体が講ずべき事項について、以下のとおり示す。

2. 外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握

(1) 就学状況の把握

学齢（6～15 歳）の外国人の子供の保護者については、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 16 条等による就学義務は課されておらず、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 1 条に規定する学齢簿の編製については、外国人の子供は対象とならないものの、外国人の子供についても就学の機会を確保する観点から、市町村教育委員会においては以下の取組を推進する必要がある。

- ・外国人の子供についても、住民基本台帳に基づいて学齢簿に準じるものを作成するなどし、首長部局（住民基本台帳部局、国際交流部局、福祉部局等）や外国人の支援を行う NPO 等の団体と連携の上、全ての外国人の子供についても一体的に就学状況を管理・把握すること
- ・「就学事務システム（学齢簿編製等）」を導入している場合には、同システムで管理されている外国籍の児童生徒の情報についても、活用を検討すること
- ・関係行政機関との連携も図りつつ、学校教育法第 1 条に定める学校のみならず、外国人学校等も含めた就学状況を把握すること

- ・就学状況が確認できない場合は、電話・訪問等による個別確認等を行うこと
- ・住民登録が行われている住所への居住の状況を確認するに当たっては、必要に応じて東京出入国在留管理局に対する外国人出入国記録の照会等の手段を活用し、居住実態や国外転出の有無などの確認等を行うこと
- ・上記の方法によっても就学状況の確認が困難な場合には、福祉部局の協力も得ながら調査を実施し、該当する子供の状況把握に努めること

（２）就学案内等の徹底

外国人の子供が就学の機会を逸することのないよう、教育委員会においては、市町村又は都道府県のホームページ等の利用、就学ガイダンスの開催等により、就学援助制度を含め、外国人の子供の就学についての広報・説明を行い、公立の義務教育諸学校への入学が可能であることを案内する必要がある。また、就学の案内を徹底するために、以下の取組が求められる。

- ・外国人の子供がいる家庭に対して、住民基本台帳や学齢簿等の情報に基づいて、公立の義務教育諸学校への入学手続等を記載した就学案内を送付すること
- ・就学案内や就学に関する情報提供等を行うに当たっては、域内に居住する外国人が日常生活で使用する言語を用いることにも配慮すること
- ・首長部局（福祉部局、保健部局等）と連携し、乳幼児健診や予防接種の受診等、様々な機会を捉えて、外国人の保護者に対する情報提供を実施すること
- ・義務教育諸学校への円滑な就学に資することに鑑み、外国人幼児の幼稚園・認定こども園等への就園機会を確保するための取組（園児募集や必要な手続等の情報について多言語化を行うなど）を進めること
- ・退去強制手続中である仮放免された者（以下「被仮放免者」という。）や、監理措置に付された者（以下「被監理者」という。）の情報は市町村に通知されることから、被仮放免者や被監理者の中に就学年齢の外国人の子供が含まれる場合には、各担当部局と連携の上、必要に応じて就学案内等を行うこと

（３）不就学の子供への支援

不就学の外国人の子供を把握した場合は、就学につなげられるよう、教育委員会において支援を行うことが求められる。特に、プレスクール・プレクラスを開設し、初期の日本語指導や学校生活に必要な適応指導等を行うことは、学校生活に向けた準備や不安を解消する上でも効果的であり、積極的な取組を検討することが望ましい。また、不就学の子供やその保護者に対し、個別訪問等による就学の意識付けや、就学相談窓口の設置や個別相談の実施等による相談体制の構築等により、就学を促すことも重要である。

（４）外国人関係行政機関・団体等との連携の促進

外国人の子供の就学促進や就学状況の確認のため、教育委員会においては、首長部局（住民基本台帳部局、国際交流部局、福祉部局、各種学校担当部局等）との連携を図る

ことが重要である。さらに、公共職業安定所（ハローワーク）や各地域の出入国在留管理局等との連携を図ることについても考慮すること。

また、地域の国際交流協会やNPO等の支援団体、外国人学校や日本語学校等の関係機関との連携も重要であり、日頃からこれらの機関との情報共有を図ることを通じて、連携体制を構築することが望ましい。

3. 学校への円滑な受入れ

（1）就学校の決定・変更における柔軟な対応

外国人の子供についても、市町村教育委員会においては、学校教育法施行令の規定に基づく就学校の指定及び変更に基づいた取扱いを行うこと。特に、外国人の子供の居住地等の通学区域内における義務教育諸学校で、十分な受入れ体制が整備されておらず、他に受入れ体制が整備されている義務教育諸学校がある場合や、特定の義務教育諸学校に外国人の子供が集中し、受入れ体制が逼迫している場合などには、子供の通学の利便性や保護者の意向等に十分配慮したうえで、就学校を指定することが可能である。また、就学校の指定後においても、保護者から就学校変更の申立てがあり、地域の実情に応じてその変更が相当である場合等には、就学校の変更に関する制度と必要な手続きについて説明し、指定した就学校の変更を認めるなど、柔軟な対応を行うこと。

（2）障害のある外国人の子供の就学先の決定

障害のある外国人の子供の就学先の決定に当たっては、市町村教育委員会において、日本国籍を有する子供と同様に、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知）及び「障害のある子供の教育支援の手引」（令和3年6月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）を参考とし、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人や保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から判断すること。その際、言語、教育制度や文化的背景が異なることに留意し、本人や保護者に丁寧に説明し、十分な理解を得ることが必要であること。

なお、就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの子供の発達程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に変更できるようにすることが適当であること。

（3）受入れ学年の決定等

外国人の子供の受入れに際し、特に日本語能力の不足や、日本と外国とで学習内容・順序が異なること等により、相当学年への就学に必要な基礎条件を欠くなど、年齢相当学年の教育を受けることが適切でないと認められる場合には、学校において以下のような取扱いを講じることが可能であること。

なお、以下の取扱いに当たっては、言語、教育制度や文化的背景が異なることに留意し、本人や保護者に丁寧に説明し、十分な理解を得ることが必要であること。

- ・一時的又は正式に、外国人の子供の日本語能力・学習状況等に応じた下学年への入学を認めること
- ・外国において我が国よりも義務教育期間が短いために9年間の義務教育を修了していない場合は、学齢期であれば、本人の希望に応じて年齢相当の学年への編入学を認めること
- ・進級及び卒業に当たり、保護者から補充指導や進級、卒業の留保に関する要望がある場合には、補充指導等の実施に関して柔軟に対応するとともに、校長の責任において進級や卒業を留保するなどの措置をとること

（４）就学前に得られた情報等の小学校への引継ぎ

幼稚園、保育所及び認定こども園（以下「幼児教育施設」という）においては、一人一人の実態に応じた指導の工夫を行うとともに、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図ることが重要である。こうした観点から、幼児教育施設から小学校に対し、指導要録等を含めた情報の引継ぎを適切に行うことが求められる。小学校へ引き継ぐ情報としては、例えば、言語の発達に関する事項や習得状況、日本語の理解度に関する配慮事項、学校生活に必要な日本語に関する支援などが考えられる。なお、引き継ぐ内容や方法については、個人情報の適切な取扱いと保護に十分留意するとともに、小学校においては、引き継いだ情報を活用し、子供への理解を深めることが重要である。

（５）学習の機会を逸した外国人の子供の学校への受入れ促進

外国人学校を退学するなどにより学習の機会を逸した外国人の子供については、本人や保護者が希望すれば、公立の義務教育諸学校への円滑な編入が行われるように措置すること。この際、学校生活を送るために必要な日本語能力が不十分である場合は、本人や保護者の希望に応じ、日本語学校やプレクラス、日本語教室等において受け入れるなどし、学校生活への円滑な適応につなげるための教育・支援等を実施するよう努めること。さらに、本人の日本語学校等への在籍期間や本人、保護者の希望を踏まえ、望ましい時期に学校に入学させるなど、適切に対応すること。

（６）学齢を経過した外国人への配慮

外国又は我が国において様々な事情から義務教育を修了しないまま学齢を経過した者については、市町村教育委員会の判断により、本人の学習歴や希望等を踏まえつつ、学校の収容能力や他の学齢生徒との関係等必要な配慮をした上で、公立の中学校での受入れが可能であること。また、夜間中学を設置している地方公共団体においては、夜間中学への入学が可能であることを案内すること。

（７）高等学校等への進学への促進

外国人の子供が社会で自立していくためには、高等学校等における適切な教育機会の確保が求められる。このため、高等学校等への進学を促進する観点から、以下の取組を

積極的に推進することが重要である。

- ・ 中学校等において、在籍する外国人の子供やその保護者に対し、早い時期から進路ガイダンスや進路相談等の取組を実施すること
- ・ 高等学校入学者選抜において、外国人生徒等を対象とした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮（試験教科の軽減、問題文の漢字へのルビ振り等）等の取組を推進すること

「外国人の子供の就学状況等調査」令和7年度調査結果

調査の目的

- 学齢相当の外国人の子供の就学状況や地方公共団体（教育委員会を含む）における就学促進の取組状況を継続して把握する。
※ 本調査は、令和元年度から全国調査として実施しており、今回が6回目の調査となる。
- 就学状況の把握に係る進捗状況や課題を整理し、各地方自治体の取組の改善を促す。

調査対象

全市町村教育委員会（特別区を含む。）（1,741）

調査時点

令和7年5月1日

主な調査結果

学齢相当の外国人の子供の数、義務教育諸学校への在籍数は、ともに調査開始以来最多。
不就学の可能性のある子供の数は、前回調査から723人増加している。

単位：人

区分	住民基本台帳上の人数	市町村教育委員会から報告のあった人数							⑦ (参考) 住民基本台帳上の人数との差	不就学の可能性のある子供の数 (③⑤⑦の合計)
		就学者数		③ 不就学	④ 転居・出国 (予定含む)	⑤ 就学状況把握できず	⑥ その他	計		
		① 義務教育諸学校	② 外国人学校							
令和元年度	123,830	96,370	5,023	630	3,017	8,658	-	113,698	10,132	19,420
令和3年度	133,310	112,148	7,922	649	3,194	8,597	-	132,510	800	10,046
令和4年度	136,923	116,288	9,180	778	3,272	6,675	-	136,193	730	8,183
令和5年度	150,695	127,239	10,993	970	3,833	7,199	29	150,263	432	8,601
令和6年度	163,358	138,418	11,615	1,097	4,751	7,213	144	163,238	120	8,430

令和7年度

合計人数	177,726	150,786	11,949	911	5,660	8,013	178	177,497	229	9,153
【構成比】 (前年度)	-	85.0% (84.8%)	6.7% (7.1%)	0.5% (0.7%)	3.2% (2.9%)	4.5% (4.4%)	0.1% (0.1%)	100%	-	-
小学校相当 合計人数	121,964	104,075	8,016	591	3,978	5,088	108	121,856	108	5,787
中学校相当 合計人数	55,762	46,711	3,933	320	1,682	2,925	70	55,641	121	3,366

留意点 ※不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数の合計（③＋⑤＋⑦）は9,153人。

⑤は教育委員会が就学状況の把握を試みたが不在や連絡不通により把握ができなかった者。

※⑥は①～⑤のいずれにも該当しない者（母国等の学校のオンライン教育を受講している等）。

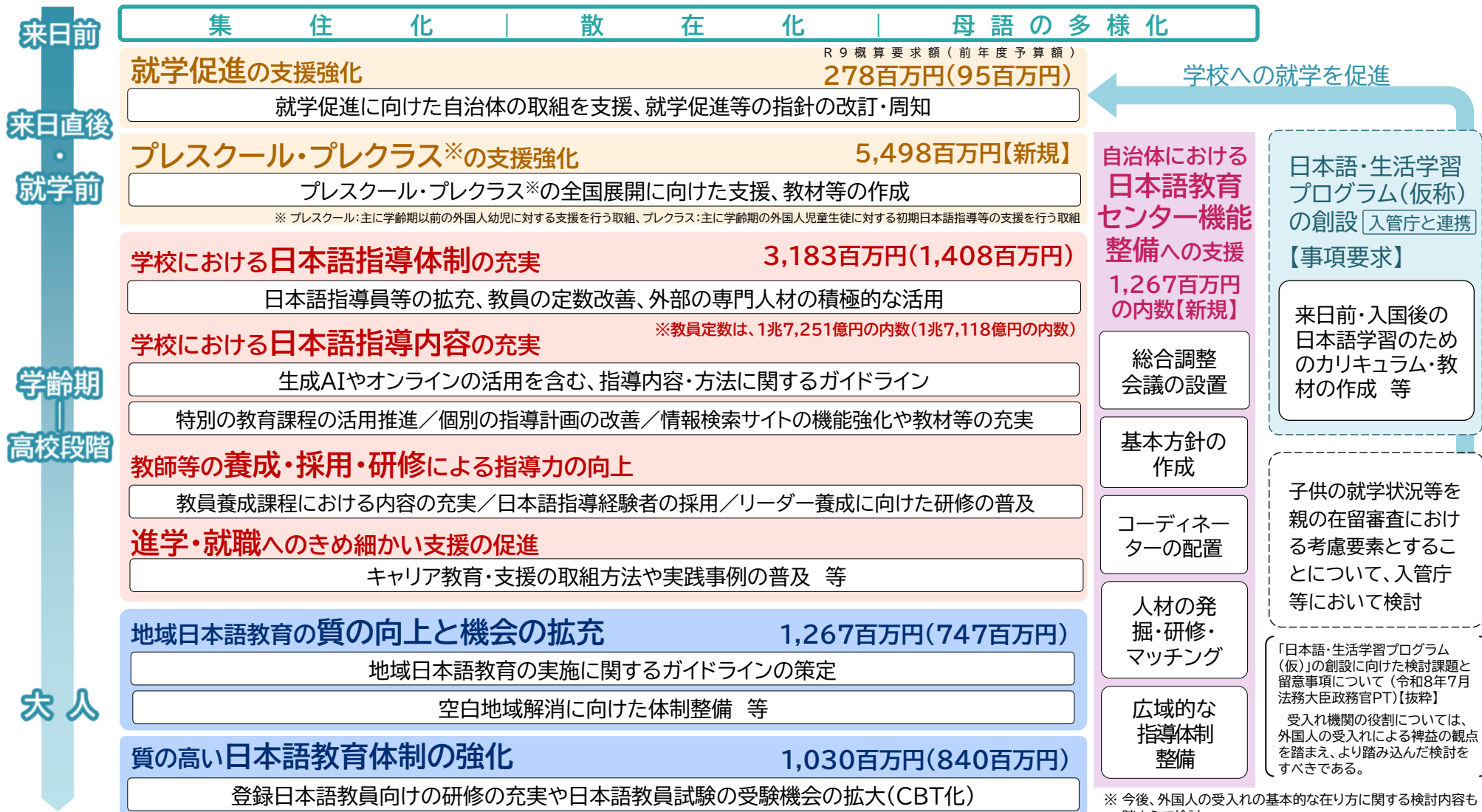
(担当：総合教育政策局国際教育課)

秩序ある共生社会の実現に向けた日本語教育支援総合パッケージ

令和9年度要求・要望額 113億円＋事項要求
(前年度予算額 31億円)



- 日本語教育は、我が国において全ての人が共に生きるための共通の基盤であり、日本で生活する外国人の子供や大人の教育環境を整えることは、学校現場の負担軽減や全ての子供の教育の質の確保、秩序ある共生社会の実現にもつながる。
- このため、国が主導し、在留許可手数料の見直し等により確保した財源も最大限活用して、①子供から大人までの切れ目ない総合的な支援により、②同時進行する「集住化」「散在化」「母語の多様化」それぞれに対処する。



※ 今後、外国人の受入れの基本的な在り方に関する検討内容も踏まえて検討。

(担当：大臣官房国際課、総合教育政策局国際教育課、総合教育政策局日本語教育課等)

外国人児童生徒等への教育の充実

令和9年度要求・要求額 8,959百万円
(前年度予算額 1,504百万円)

参考3

文部科学省

施策の目標

外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、学校等において日本語指導を含めたきめ細かな指導を行うなど、適切な教育の機会が提供されるようにする

現状・課題

入国・就学前

- ・約9千2百人が不就学の可能性
- ・新規入国者による年度途中の転・編入増

義務教育段階

- ・日本語指導が必要な児童生徒は約8.5万人
- ・うち、特別な指導を受けられていない児童生徒が約1割存在

高等学校段階

- ・年間で6.4%が中退
- ・大学等進学率は41.2%

進学・就職へ

外国人の子供の就学促進事業（H27年度～）278百万円（95百万円） （拡充）

＜支援メニュー＞ 補助率3分の1
・就学状況等の把握、就学ガイダンス等
⇒（本事業により達成される成果）
不就学を防止し、全ての外国人の子供の教育機会が確保される

帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業（H25年度～）3,007百万円（1,396百万円） （拡充）

＜支援メニュー＞ 補助率3分の1
・拠点校方式による指導体制構築 ・日本語指導員、母語支援員派遣
・オンライン指導や多言語翻訳システム等のICT活用
・高校生に対する包括的な支援 等
⇒（本事業により達成される成果）
学校生活に必要な日本語指導、教科との統合指導、進路指導など、外国人児童生徒等に対する総合的・多面的な指導・支援体制が地域の実情に沿って構築される

プレスクール・プレクラス（初期日本語指導等）支援強化事業 5,498百万円（新規）

＜支援メニュー＞
・就学直前や就学初期段階において、入学後の学校生活への円滑な適応や、初期の日本語指導等を集中的に行うため、外部機関等と連携し、デジタル技術や教材等の効果的な活用を含む初期日本語指導等に取り組む自治体の運営を支援。（定額補助）
・国において、自治体の実施手法・成果等の分析やオンライン等を活用した広域展開等の効果的な実施手法の開発等をするともに、プレスクール・プレクラス（初期日本語指導等）の設置に必要な運用マニュアルや標準教材等を開発・整備し普及することで、全国の自治体において一定基準を満たした初期日本語指導等が実現できるよう、質保証を図る。（委託事業）
⇒（本事業により達成される成果）外国人児童生徒の在籍学校への円滑な移行、学校の負担軽減が実現される

日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業（H30年度～）115百万円（12百万円） （拡充）

・ポータルサイト「かすたねっと」の機能強化
外国人児童生徒等の自律的な学びを促進するとともに、学校における児童生徒および保護者への支援の充実を図るため、外国人児童生徒等教育に関する資料等を集約したポータルサイト「かすたねっと」の運用を行うとともに、コンテンツの拡充等を行う。
・アドバイザーによる指導・助言 ・外国人の子供の就学状況等調査等
⇒（本事業により達成される成果）
教員等の必要情報への迅速なアクセスにより指導の質の向上がなされ、全ての地域で外国人児童生徒等が自律的に学ぶことができる環境が整備される

帰国・外国人児童生徒教育等に係る研究協議会等（H25年度～） 0.8百万円（0.7百万円）

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業にかかる体制強化 60百万円（新規）

体制整備・指導内容構築

（担当：総合教育政策局国際教育課）

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

令和9年度要求・要望額
(前年度予算額)

3,345百万円
1,491百万円)

参考3

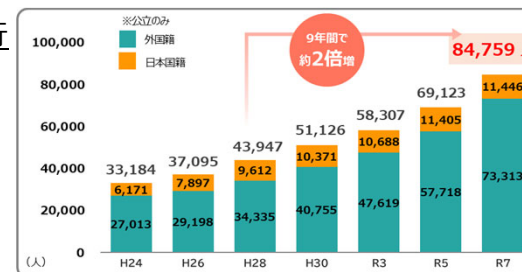


文部科学省

背景・課題

- ✓ 公立学校で日本語指導が必要な児童生徒は約8.5万人(約10年間で約2倍)と増加し、多様化に加え集住化・散在化が進行
- ✓ 学校生活に必要な日本語等を身に付けるための特別な指導を受けていない児童生徒が約1割存在
- ✓ 学齢相当の外国人の子供のうち不就学、又は不就学の可能性のある者は約9千1百人

⇒ 外国人の子供の就学促進を図るとともに、帰国・外国人児童生徒等の学校での教育環境を整備するためには、日本語指導員や母語支援員の派遣等の指導体制の構築や、きめ細かな指導を行うためのICTを活用した支援等、各地方公共団体が行う取組みに対する支援を拡充することが不可欠



事業内容

I. 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業 (拡充)

(事業期間：H25～)

予算額 : 3,007百万円 (1,396百万円)
補助対象 : 都道府県・市区町村
補助率 : 1 / 3

【実施項目】

- 運営協議会・連絡協議会の実施
- 日本語指導員、母語支援員の派遣
- オンライン指導や多言語翻訳システムなどICTを活用した教育・支援
- 高校生等に対する包括的な教育・支援 等

(参考) 令和7年度補助実績

【きめ細事業実施】
3 3 都道府県
1 9 指定都市
3 1 中核市
1 3 8 市区町村

【就学事業実施】
2 都道府県
6 指定都市
4 中核市
2 3 市区町村

<関連する政府方針(抄)>

「経済財政運営と改革の基本方針2026」(R8.7.21閣議決定)

・(略) 併せて、外国人が日本社会の一員として責任ある行動をとれるよう、日本語及び我が国の制度・ルール等の教育を強化し、「日本語・生活学習プログラム(仮称)」の創設に向けた取組や、ブレックス等の全国展開や登録日本語教員の処遇改善に向けた取組をはじめ、地域や学校の体制整備など、国主導の下、地方公共団体等とも連携して必要に応じた施策の充実を図る。

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(R8.1.23関係閣僚会議決定)

・令和8年度から、日本語指導補助者等への支援の拡充等、地方公共団体への財政支援を拡充する。

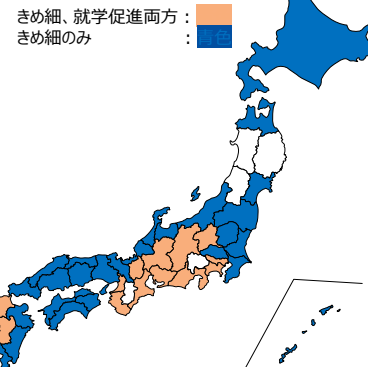
II. 外国人の子供の就学促進事業 (拡充)

(事業期間：H27～)

予算額 : 278百万円 (95百万円)
補助対象 : 都道府県・市区町村
補助率 : 1 / 3

【実施項目】

- 不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科等の指導のための教室
- 上記教室にて指導を行う指導員の研修
- 就学状況や進学状況に関する調査
- 日本の生活・文化への適応を目指した地域社会との交流 等



きめ細、就学促進両方 :
きめ細のみ :

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業にかかる体制強化 (新規)

(事業期間：R9～)

予算額 : 60百万円

アウトプット (活動目標)

- 学校における帰国・外国人児童生徒等の受入れ体制を整備する自治体の取組を支援するため、公立学校における指導・支援体制の構築及び受入促進に関する事業実施の地域数を増加 (I. 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
- 外国人の子供の就学促進に取り組む自治体を支援するため、外国人の子供の就学促進事業実施数を増加 (II. 外国人の子供の就学促進事業)

短期アウトカム (成果目標)

初期 (令和6年頃)

- 日本語指導等の体制整備が進み、外国人児童生徒等の増加・多様化に関わらず、きめ細かな指導が提供される
- 全国の自治体で就学管理の改善が図られる

中期アウトカム (成果目標)

中期 (令和8年頃)

- きめ細かな支援事業の取組成果が全国に普及し、多くの自治体できめ細かな指導が提供される
- 全国の自治体で全ての外国人の子供の就学状況が一体的に管理・把握できるようになり、就学促進の取組が推進される

長期アウトカム (成果目標)

長期 (令和10年頃)

- 全国どの地域の公立学校においても充実した日本語指導等が受けられるようになる
- 公立学校小・中学校等への就学を希望する全ての外国人の子供が就学する
- 全国の高校で「特別的教育課程」の編成・実施による日本語指導を受ける生徒の割合が増える
- 全ての日本語指導が必要な児童生徒が希望に応じて高校・大学等に進学して適切な教育を受け、日本社会で自立して生活し、自己実現を図ることができる

(担当：総合教育政策局国際教育課)

プレスクール・プレクラス（初期日本語指導等）支援強化事業

参考3

令和9年度概算要求・要望額 5,498百万円（新規）



現状・課題

- ✓ 在留外国人数はR7末で413万人となり過去最高。そのうち、**家族滞在が約35.2万人（R6から新規入国者4.7万人増加）**。
- ✓ 併せて、公立学校で**日本語指導が必要な児童生徒は約8.5万人（R5から1.6万人増加）**し、集住化・散在化・母語の多様化が進行
- ✓ 新規入国者の**年度途中の転・編入**により、**学校における初期段階の指導体制の整備が追い付かない**

⇒ **学校における学習への円滑な接続及び学校の負担軽減のため、集中的な日本語初期指導環境の整備が不可欠**

事業内容

就学直前や就学初期段階において、入学後の学校生活への円滑な適応や、初期の日本語指導等を集中的に行うため、外部機関等と連携し、デジタル技術や教材等の効果的な活用を含む**初期日本語指導等に取り組む自治体の運営を支援**。また、国において、**自治体の実施手法・成果等の分析やオンライン等を活用した広域展開等の効果的な実施手法の開発等**をするとともに、**プレスクール・プレクラス（初期日本語指導等）（以下、プレクラス等という）の設置に必要な運用マニュアルや標準教材等を開発・整備**し普及することで、全国の自治体において一定基準を満たした初期日本語指導等が実現できるよう、質保証を図る。

1. プレクラス等設置促進 全国の自治体におけるプレクラス等の 設置促進（5,178百万円）

全国の自治体において、就学前の日本語指導が必要な児童生徒を対象とした、教育課程外の取組みとして**プレクラス等**を設置し、**集中的に日本語や学校生活を学ぶプログラム**を実施する。

取組内容

- **日本語指導**：サバイバル日本語、日本語基礎
- **生活適応指導**：持ち物・朝の会・休み時間・給食・防災・安全に係る指導
- **保護者ガイダンス** 等

<取組例>

自治体への支援（約40自治体）

標準プレクラス等の展開

- ・1クラス当たりの指導人数：5人
- ・指導期間：8週間
- ・1クラス当たりの指導員等
日本語指導員：2名※
母語支援員：2名※
※オンラインの場合1名

対面型・
オンライン型



その他

- ・プレクラス等の取組を実施する自治体に対する支援
- ・施設長や外国人児童等教育相談員の派遣
- ・日本語指導員（拠点におけるオンライン指導）の派遣
- ・スクールバスの運行 等

2. プレクラス等の普及促進及び効果的な実施手法開発 等（320百万円）

国主導による運用マニュアルや標準教材等の開発・普及

取組内容

自治体の取組状況を分析し、プレクラス等に必要な**標準教材等**を開発、全国に展開

- 運用マニュアル、教材開発、事例の分析、効果的な実施手法の開発、指導者研修教材の開発、全国フォーラム等の実施による自治体への普及

件数・単価 交付先

【補助事業（定額補助）】

- 都道府県・市町村
約40自治体を対象
大規模集住地域 14自治体×170百万円
その他集住地域 27自治体×103.5百万円

【委託事業】

- 民間（事業総括・調査分析・教材等開発 等）
1団体×306百万円



【事業の流れ】



初期支援体制の整備・実施

- ・初期支援体制の構築を支援し、集中的に日本語や生活について学ぶ環境を整備促進。
- ・プレクラス等運用マニュアルや教材等を開発

学校における学習への円滑な接続・成果まとめ

- ・学校における教科の学び、日本語指導へ接続させるとともに、実施手法や成果を全国に共有
- ・プレクラス等運用マニュアルや標準教材等を整備・普及

更なる全国展開へ

- ・初期支援の充実を図る自治体の導入を支援
- ・プレクラス等の質的保障の実現

（担当：総合教育政策局国際教育課）

日本語指導が必要な児童生徒等の 教育支援基盤整備事業

参考3

令和9年度要求・要望額 115百万円
(前年度予算額 12百万円)



文部科学省

現状・課題

○公立学校における日本語指導が必要な児童生徒は、約8.5万人（9年間で約2倍）と増加。全国的な集住・散在化、母語の多様化も進行。また、そのうち、特別な配慮に基づく指導を受けられていない外国人児童生徒が約1割存在する。このような状況において、外国人児童生徒等が全国どの地域でも充実した教育を受けられるよう、基盤整備を強化する必要がある。

○令和8年1月に策定された「総合的対応策」では、**研修動画等の一元化・情報検索サイトにおける掲載教材等の充実、アドバイザーによる伴走支援等の実施**が盛り込まれた。また、「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議報告書」（令和8年6月）においても、**掲載教材の充実、活用の促進等**について提言がなされ、速やかに実施することが求められている。

事業内容

1. ポータルサイト「かすたねっと」の運用・改善

100百万円（3百万円）

- 外国人児童生徒等の自律的な学びを促進するとともに、学校における児童生徒および保護者への支援の充実を図るため、外国人児童生徒等教育に関する資料等を集約したポータルサイト「かすたねっと」の運用を行うとともに、コンテンツの拡充等を行う。

➤ 利用対象の拡大・サイト全体の多言語化

現行の教員・支援者向けの「教材・文書検索」が中心であったポータルサイトを、児童生徒や保護者にも対象を広げ、サイトを多言語化することにより、それぞれの立場に応じて必要な情報にアクセスし、学びを進められるような「総合ポータルサイト」に刷新する。

➤ 掲載教材・コンテンツ等の拡充

日本語指導や教科学習の教材等について、発達段階や教科に応じた教材や初期段階の日本語教材、保護者等への連絡文書等に活用できる多言語での翻訳文書などを充実させるとともに、研修動画の一元化及びコンテンツの拡充等を行う。



2. 外国人児童生徒等教育アドバイザーボードの 設置・運営

3百万円（3百万円）

(事業期間：令和元年度～)

- 外国人児童生徒等に関する教育の専門家からなるアドバイザーボードを省内に設置し、政策立案に向けた情報や助言を得るとともに、新たに外国人児童生徒を受け入れる自治体や学校における指導体制の構築等について伴走支援を実施、全国的な体制整備を図る。



3. 外国人児童生徒等に関する状況調査

12百万円（6百万円）

(事業期間：平成3年度～)

- 外国人の子供の就学状況等について実態把握のための調査を継続して実施（毎年度）するとともに、学校での受入体制や教育環境の整備・充実等の検討に資するためのデータ収集に向けた調査を実施（隔年度）し、分析を行う。



アウトプット（活動目標）

外国人児童生徒等の教育に関する
掲載教材・コンテンツの拡充等の実施

短期アウトカム（成果目標）

教員・児童生徒・保護者の必要情報への
迅速なアクセスが実現し、学びが促進される

長期アウトカム（成果目標）

全ての地域で、外国人児童生徒等が
自律的に 学ぶことができる環境が整備される